

令和 年度 市民税・県民税 申告書 (簡易申告書)

国民健康保険税

(令和 年1月~12月の収入等申告)

令和 年 月 日提出

受付印

(あて先) 延岡市長	フリガナ				個人 番号					
	氏名									
	生年月日	年	月	日	世帯主 の氏名	続柄		電話 番号		
1月1日現在 の住所	延岡市				代理 申告	住所				
現住所						氏名 続柄 () 電話				

この申告書は、所得金額が一定の金額を超える場合には使用できません。所得金額が43万円を超える人は、裏面の【簡易申告書で申告できる人】をご確認ください。

社会保険料控除などのこの申告書にない事項の申告をする場合は、簡易申告書ではなく通常の申告書を使用してください。

1. 収入金額に関する事項

区分	収入金額	給与の 支払者	給与支払者の名称	給与支払者の所在地
給与	円			
公的年金等	円	* 遺族年金、障害年金は非課税です。「公的年金等」の収入金額には含みません。 * 個人年金は、下の「その他」欄に「雑所得」として記入してください。		

その他	所得の種類	① 収入金額	② 必要経費	所得金額 (① - ②)
	所得	円	円	円
所得	円	円	円	円

▶ 営業等、農業および不動産の所得については、裏面「営業等・農業・不動産の収支内訳」を作成してください。

2. 収入がなかった人等の記入欄 (□には該当するものに✓をしてください。)

次の者に仕送りまたは扶養されていた
氏名: _____ 続柄: _____ 住所(別居の場合): _____

預貯金で生活していた 雇用保険を受給していた 遺族年金・障害年金を受給していた

生徒・学生であった その他理由 ()

3. 本人および扶養親族等の状況 (□には該当するものに✓をしてください。)

本 人	<input type="checkbox"/> 寡婦 ◀ 両方に該当する場合は、「ひとり親」を選択します。	<input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明	* 「離別」の場合は、扶養親族(下欄)を有している必要があります。
	<input type="checkbox"/> ひとり親	* 同一生計の子(所得48万円以下)を有している必要があります。 該当者を下の「扶養親族」欄に記入してください。	
	<input type="checkbox"/> 障害者	障害者手帳等の種類 () 等級 ()	

扶養親族等	区分	氏名	続柄	生年月日	個人番号	別居の場合の住所	国外居住
	配偶者						
扶養親族							

* 扶養親族が国外居住者である場合には、次のうち該当する番号を「国外居住」欄に記入してください。

1: 配偶者、2: 30歳未満または70歳以上、3: 留学、4: 障害者、5: 38万円以上の支払

※市使用欄

住民 コード	
-----------	--

確認 欄	1 回 目		2 回 目	
---------	-------------	--	-------------	--

▶ **簡易申告書で申告できる人**

* 簡易申告書で申告できない人は、通常の申告書で申告してください。

前年の合計所得金額が、基礎控除額、配偶者控除額および扶養控除額の合計額以下である人

■参考																				
給与所得と年金所得の計算 (収入金額が下表の金額を超える場合の計算は、市のホームページなどをご参照ください。)																				
<table border="1"> <tr> <th>給与所得 (収入金額が1,618,999円まで)</th> </tr> <tr> <td>所得金額 = 収入金額 - 550,000円</td> </tr> </table> <p>* 給与所得と年金所得の両方があり、その合計額が10万円を超える場合は、給与所得から「所得金額調整控除額」を差し引きます。「所得金額調整控除額」の計算方法は、市のホームページなどご確認ください。</p>	給与所得 (収入金額が1,618,999円まで)	所得金額 = 収入金額 - 550,000円	<table border="1"> <tr> <th>年金所得</th> </tr> <tr> <td>65歳未満の人 (収入金額が1,300,000円まで)</td> </tr> <tr> <td>所得金額 = 収入金額 - 600,000円</td> </tr> <tr> <td>65歳以上の人 (収入金額が3,300,000円まで)</td> </tr> <tr> <td>所得金額 = 収入金額 - 1,100,000円</td> </tr> </table>	年金所得	65歳未満の人 (収入金額が1,300,000円まで)	所得金額 = 収入金額 - 600,000円	65歳以上の人 (収入金額が3,300,000円まで)	所得金額 = 収入金額 - 1,100,000円												
給与所得 (収入金額が1,618,999円まで)																				
所得金額 = 収入金額 - 550,000円																				
年金所得																				
65歳未満の人 (収入金額が1,300,000円まで)																				
所得金額 = 収入金額 - 600,000円																				
65歳以上の人 (収入金額が3,300,000円まで)																				
所得金額 = 収入金額 - 1,100,000円																				
控除の計算 (本人の合計所得金額が900万円以下の場合)																				
<table border="1"> <tr> <th>控除の種類</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>基礎控除</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者控除</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>70歳以上</td> <td>38万円</td> </tr> </table>	控除の種類	控除額	基礎控除	43万円	配偶者控除	33万円	70歳以上	38万円	<table border="1"> <tr> <th>控除の種類</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">扶養控除</td> <td>19歳以上23歳未満</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>70歳以上</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>同居の父母・祖父母</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外で16歳以上</td> <td>33万円</td> </tr> </table>	控除の種類	控除額	扶養控除	19歳以上23歳未満	45万円	70歳以上	38万円	同居の父母・祖父母	45万円	上記以外で16歳以上	33万円
控除の種類	控除額																			
基礎控除	43万円																			
配偶者控除	33万円																			
70歳以上	38万円																			
控除の種類	控除額																			
扶養控除	19歳以上23歳未満	45万円																		
	70歳以上	38万円																		
	同居の父母・祖父母	45万円																		
	上記以外で16歳以上	33万円																		

▶ **申告に必要な書類**

* 申告書を郵送で提出する場合は、申告書と一緒にお願いします。(書類の返送は行いません)

① マイナンバーカード (郵送の場合は両面の写し) ※ 代理人が提出する場合の必要書類はお問い合わせください。

→ マイナンバーカードがない場合：通知カードまたは住民票(マイナンバー記載) + 運転免許証、健康保険証など

② 収入・必要経費を証明できる書類 (写し可)

(例：源泉徴収票、給与明細書、支払調書、個人年金の受取金額や払込保険料などがわかる保険会社発行の証明書)

③ 障害者である場合には、障害者手帳や障害者控除対象者認定書などの証明書 (郵送の場合は写し)

▶ **営業等・農業・不動産の収支内訳**

次の表で計算した金額を表面「1.」の「その他」欄に転記してください。【④ → ① ③① → ② ③② → ③】

* 「営業等」の場合は右欄も記入してください。→ 業種名() 屋号() (単位：円)

科 目			金 額	科 目			金 額
収 入 金 額	売上(収入)金額	①		経 費	荷造運賃	⑰	
	家事消費	②			水道光熱費	⑱	
	その他の収入	③			旅費交通費	⑲	
	計(①+②+③)	④			通信費	⑳	
売 上 原 価	期首商品(製品)棚卸高	⑤			広告宣伝費	㉑	
	仕入金額	⑥			接待交際費	㉒	
	小計(⑤+⑥)	⑦			損害保険料等	㉓	
	期末商品(製品)棚卸高	⑧			修繕費	㉔	
	差引原価(⑦-⑧)	⑨			消耗品費	㉕	
経 費	給料賃金	⑩			福利厚生費	㉖	
	外注工賃	⑪			雑費	㉗	
	減価償却費	⑫				㉘	
	貸倒金	⑬			経費計(⑩～㉘の計)	㉙	
	地代家賃	⑭			専従者控除	⑳	
	利子割引料	⑮		必要経費の計(⑨+㉙+㉚)	㉛		
租税公課	⑯		所得金額(④-㉛)	㉜			
事業専従者	氏名	続柄	生年月日	個人番号	従事月数	専従者控除額	円
							円
							円